

## 岩倉市指名請負業者決定基準

(趣旨)

第1条 この基準は、市が執行する指名競争入札に係る指名業者の決定の審査事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(審査基準)

第2条 次に掲げる事項の指名競争入札を行うときは、岩倉市入札契約審査委員会(以下「委員会」という。)に付議し決定する。

- (1) 1件の予定価格が200万円を超える工事又は製造の請負
- (2) 1件の予定価格が150万円を超える物件の売買
- (3) 1件の予定価格が100万円を超える設計(監理)委託
- (4) 1件の予定価格が300万円を超える委託業務

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるものについては、この限りでない。

(発注基準)

第3条 岩倉市建設工事請負業者格付基準(昭和57年4月1日施行)及び岩倉市物件納入等参加者格付基準(昭和58年1月26日施行)に基づき資格格付けされた各等級別の発注基準は、別表のとおりとする。

(選定基準)

第4条 建設工事の指名業者を選定しようとするときは、発注工事の種類に対応する許可業種でなければならない。

2 建設工事並びに物件の製造及び購入の指名業者の選定は、岩倉市入札参加資格者名簿において前条の発注基準に対応する等級の業者の中から行うものとする。ただし、必要のある場合はその等級の上位に格付けされた業者の中から行うことができる。

3 格付の対象としない設計(監理)委託及び委託業務の指名業者の選定については、岩倉市入札参加資格者名簿の中から業者の過去の実績等を勘案して行うものとする。

4 指名業者の選定は、次に掲げる事項に留意して適正に行わなければならない。

- (1) 履行中の契約件数及び契約高
- (2) 履行中の工事及び業務の進捗状況
- (3) 履行実績(成績及び技術力)
- (4) 倒産、信用性等に関する情報

5 選定する業者の数は、おおむね別表のとおりとする。

6 反社会的な行為を行った者若しくは行うおそれがある者又はこれらの者と密接な交際、かかわり等がある者として関係行政機関から通知があり、選定の対象として不適切であると認めるときは、指名業者に選定しないものとする。

(選定基準の特例)

第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、等級の区分にかかわらず業者を選定することができる。

- (1) 災害復旧等で緊急の必要があるとき。
- (2) 特定の技術、機械又は器具を必要とするとき。
- (3) 発注する金額に応じる等級に業者がないとき。
- (4) その他特に必要と認めるとき。

(入札の執行依頼及び選定の付議等)

第6条 各課等の長は、第2条第1項各号に規定する事項の指名競争入札を行う必要が生じたときは、委員会の開催日の4日前(岩倉市の休日を定める条例(平成3年岩倉市条例第1号)第1条第1項各号に規定する岩倉市の休日の日数は、算入しない。)までに、別に定める関係資料を添えて、入札の執行について会計管財課長に依頼するものとする。

2 会計管財課長は、指名業者の選定を委員会に付議するときは、岩倉市入札契約審査委員会規程(昭和57年岩倉市訓令第4号)第6条の規定により、必要な資料を委員会に提出するものとする。

3 会計管財課長は、工事等の種類別に、各業者の指名回数、落札回数、落札合計金額等を、定期的に委員会に報告するものとする。

(指名業者決定に関する事務取扱)

第7条 委員会の委員長は、指名業者を決定したときは、入札者選定調書を作成するものとする。

2 入札者選定調書については、その内容が外部に漏れないように保管しなければならない。

(雑則)

第8条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、その都度委員会において審議し決定するものとする。

附 則

昭和57年4月1日から適用する。

附 則

昭和57年10月1日から適用する。

附 則

昭和58年1月26日から適用する。

附 則

昭和60年9月1日から適用する。

附 則

昭和62年5月1日から適用する。

附 則

平成2年4月1日から適用する。

附 則

平成6年4月1日から適用する。

附 則

平成8年4月1日から適用する。

附 則

平成13年2月1日から適用する。

附 則

平成13年4月1日から適用する。

附 則

平成17年10月1日から適用する。

附 則

平成21年4月1日から適用する。

附 則

平成27年6月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成29年10月1日から施行し、同日以後に指名業者の選定を委員会に付議する指名競争入札から適用する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行し、同日以後に指名業者の選定を委員会に付議する指名競争入札から適用する。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条、第4条関係）

等級と建設工事等の発注基準の金額の範囲と入札等の参加人員

建築、その他類する工事

等級	工事の予定価格金額の範囲	参加人員
特A	100,000万円以上	17人以上
A	100,000万円未満	14人以上
B	30,000万円未満	12人以上
C	10,000万円未満	10人以上
D	5,000万円未満	9人以上
E	1,000万円未満	7人以上
	500万円未満	5人以上

土木、その他類する工事

等級	工事の予定価格金額の範囲	参加人員
A	15,000万円以上	14人以上
B	15,000万円未満	12人以上
C	8,000万円未満	10人以上
D	3,000万円未満	9人以上
E	1,000万円未満	7人以上
	500万円未満	5人以上

舗装工事

等級	工事の予定価格金額の範囲	参加人員
A	15,000万円以上	14人以上
B	15,000万円未満	12人以上
C	8,000万円未満	10人以上
D	3,000万円未満	9人以上
E	1,000万円未満	7人以上
	500万円未満	5人以上

水道工事

等級	工事の予定価格金額の範囲	参加人員
A	15,000万円以上	14人以上
B	15,000万円未満	12人以上
C	8,000万円未満	10人以上
D	3,000万円未満	9人以上
E	1,000万円未満	7人以上
	500万円未満	5人以上

物件の製造、購入

等級	物件の製造又は購入の 予定価格金額の範囲	参加人員
A	3,000万円以上	7人以上
B	3,000万円未満	
C	2,000万円未満	
D	1,000万円未満	5人以上

設計委託及び委託業務

設計委託及び委託業務の 予定価格金額の範囲	参加人員
15,000万円以上	12人以上
15,000万円未満	10人以上
8,000万円未満	8人以上
3,000万円未満	7人以上
1,000万円未満	5人以上